

京都市消防局訓令乙第3号

各 部  
防 災 危 機 管 理 室  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防職員分限取扱規程の一部を次のように改正する。

平成18年11月1日

京都市消防局長 折 坂 義 雄

第2条第1項中「降任若しくは」を「降任する場合、同項第1号の規定に該当する者として職員を」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 法第28条第1項第3号の規定に該当する者として職員を免職する場合は、別に定めるところにより行うものとする。

第7条中「第28条第1項」の右に「(同項第3号の規定により免職する場合を除く。)」を加える。

第14条の次に次の1条を加える。

(補則)

第15条 この訓令において別に定めることとされている事項及びこの訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(消防局総務部人事課)